坂町総合防災訓練を実施しました

９月21日（月・祝）、北新地グラウンドにおいて坂町総合防災訓練を実施しました。

想定は、大規模地震災害が発生し、坂町を震度６弱の地震が襲い、町内のいたるところで家屋倒壊、道路の損壊、通信の途絶、停電、断水等が生じ、火災による被害が発生し、被害が増大するとともに多数の負傷者がでているというもので、30機関、総員485名で17項目の訓練を行いました。また、防災ヘリコプターや浸水脱出体験機、降雨体験機など普段できない体験をしていただきました。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

ヘリコプターによる空からの人命救助訓練

炊き出し訓練

はしご車救出訓練

降雨体験

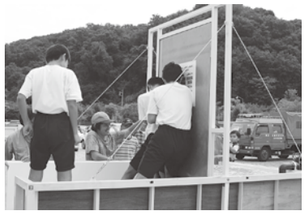
浸水脱出体験

バケツリレーによる初期消火訓練

平成27年秋季全国火災予防運動
11月9日（月）～11月15日（日）

防火標語（平成27年度全国統一防火標語）

『無防備な　心に火災が　かくれんぼ』

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。

◎推進項目

（１）住宅防火対策の推進
（２）放火火災防止対策の推進
（３）特定防火対象物における防火安全対策の徹底
（４）製品火災の発生防止に向けた取組の推進
（５）多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

住宅防火　いのちを守る　７つのポイント
－３つの習慣・４つの対策－

３つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる。
○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
○ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

４つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
○寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎製品**を使用する。
○火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

安芸消防署からのお知らせ

９月の火災件数
０件（年間累計2件）
救急件数
38件（年間累計416件）

住宅用火災警報器を設置された皆様へ！

・取扱説明書をよく読んで、適正な維持管理に努めましょう。
※くん煙式殺虫剤等の使用により誤って警報器を作動させ、困り果てる前に必ず使用上の注意を守りましょう。
・火災警報器の交換時期にも気を付けましょう。

設置がお済みでない方は、早期設置が必要です！

問合せ　安芸消防署坂出張所　☎（885）0100

財政状況の公表

平成27年度　上期
（平成27年4月1日～平成27年9月30日）

この財政状況は、町民の皆様に町財政の状況をお知らせすることによって、町の財政についてご理解をいただき、町政の発展についてご助言とご協力をいただくため、公表しているものです。

平成27年度上期の財政状況の概要については、次のとおりです。（平成27年９月30日現在）

●各会計別の執行状況

（単位：千円、％）

会　計　名	予算現額（A）	収入済額（B）	収入率（B/A）	支出済額（C）	執行率（C/A）
一般会計	5,952,539	2,926,676	49.2	2,094,919	35.2
国民健康保険事業特別会計	1,860,177	798,140	42.9	786,459	42.3
下水道事業特別会計	824,230	273,138	33.1	447,735	54.3
介護保険事業特別会計	1,304,686	561,085	43.0	489,060	37.5
後期高齢者医療特別会計	165,090	71,829	43.5	67,219	40.7
合　　計	10,106,722	4,630,868	45.8	3,885,392	38.4

●一般会計の執行状況

＜歳入＞　（単位：千円、％）

科　　目	予算現額(A)	収入済額(B)	収入率(B/A)
町税	2,358,506	1,434,704	60.8
地方譲与税	37,585	12,224	32.5
利子割交付金	3,999	1,672	41.8
配当割交付金	12,546	1,598	12.7
株式等譲渡所得割交付金	6,356	0	0.0
地方消費税交付金	244,335	160,397	65.6
自動車取得税交付金	5,300	2,564	48.4
地方特例交付金	5,750	5,750	100.0
地方交付税	831,982	507,561	61.0
交通安全対策特別交付金	2,504	1,135	45.3
分担金及び負担金	167,913	54,665	32.6
使用料及び手数料	98,556	46,912	47.6
国庫支出金	775,885	252,893	32.6
県支出金	599,830	109,935	18.3
財産収入	51,777	2,007	3.9
寄附金	2	90	4,500.0
繰入金	8,041	3,957	49.2
繰越金	211,364	211,365	100.0
諸収入	135,519	17,247	12.7
町債	394,789	100,000	25.3
内訳 うち臨時財政対策債	277,689	0	0.0
内訳 うち建設地方債等	117,100	100,000	85.4
合　　計	5,952,539	2,926,676	49.2

＜歳出＞　（単位：千円、％）

科　　目	予算現額（A）	支出済額（B）	執行率（B/A）
議会費	94,067	48,868	52.0
総務費	1,010,419	307,217	30.4
民生費	1,988,607	899,450	45.2
衛生費	626,608	170,192	27.2
労働費	19,000	19,000	100.0
農林水産業費	22,914	6,793	29.6
商工費	40,640	30,345	74.7
土木費	992,002	171,466	17.3
消防費	191,021	17,060	8.9
教育費	513,420	204,169	39.8
災害復旧費	6	0	0.0
公債費	441,125	220,359	50.0
内訳 うち臨時財政対策債	171,195	85,460	49.9
内訳 うち建設地方債等	269,930	134,899	50.0
諸支出金	1	0	0.0
予備費	12,709	0	0.0
合　　計	5,952,539	2,094,919	35.2

●町債の状況

町債は、公共施設の建設、下水道事業等で一時に多額の資金を要するとき、将来、税、使用料、その他の収入をもって返済の義務を負う借入金、つまり町の借金です。

平成27年9月30日における町債の現在高は、89億2,742万円（一般会計47億2,729万円、下水道会計42億13万円）となり、前年に比べて0.01％の減（一般会計2.1％増、下水道会計2.3％減）となっています。

臨時財政対策債（29億8,853万円）は、国の制度改正により減額された地方交付税の補填として借り入れるものです。この起債の元利償還金については、国からの交付税により全額補填されます。

下水道事業は、独立採算の原則から一般会計とは別に特別会計を設けて運営しています。また、自然現象である雨水の処理に要する経費（浜宮・横浜・向田・藤之脇ポンプ場などの維持管理経費、借入金の返済）は、町税などの公費で賄いますが、汚水の処理に要する経費や借入金の返済については、皆様に負担いただく下水道使用料で賄うこととされています。

町債の会計別、目的別の状況は下のとおりです。